

社会福祉法人倭林会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人倭林会の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事・監事並びに評議員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員（以下「役員」という）の職務執行の対価として支払われるものである。

(役員の報酬等)

第3条 評議員・理事並びに監事に対して、それぞれ各年度の総額が20万円を超えない範囲で、評議員会において役員報酬規程に従って支給することができる。

2 役員の理事会・評議員等への出席については次表による報酬を支給することができる。

	役員報酬
理事会	10,000円
評議員会	10,000円

(出張旅費)

第4条 役員が法人業務のため、出張する場合には、次表による旅費等を支給することができる。

2 旅費は原則として予算の範囲内で支給することができる。

交通費	宿泊費	その他
実費	10,000円	資料等実費

(改正)

第5条 本規程を改正する場合は、理事会の議決を得なければならない。

附則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。